

令和8年5月18日

保護者様

大阪市立五条小学校
校長 石原至朗

学校徴収金の納入について

新緑の美しい季節になりました。皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、学校徴収金の口座振替制度にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。さて、今年度の徴収金について、次の事柄にご留意のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

* お知らせ *

1回目の口座振替日は、5月26日(火)です。

また、保護者様の銀行口座より振替の際に、1件あたり50円の振替手数料が別途必要です。(きょうだいがいる家庭は50円×人数分の手数料) つきましては、ご入金の際に、月々の合計金額に振替手数料の金額を添えて入金していただきますようよろしくお願いいたします。

1. 学校徴収金額及び口座振替日は、次の通りです。

徴収月	5月	6月	7月	合計	
口座振替日	5月26日 (火)	6月26日 (金)	7月27日 (月)	-	
口座振替不能 現金徴収日	6月5日 (金)	7月10日 (水)	8月28日 (金)	-	
1年	児童費	5,000	4,300	-	9,300
	PTA会費	6ヶ月分	6ヶ月分	-	12ヶ月分
2年	児童費	4,000	3,800	-	7,800
	PTA会費	6ヶ月分	6ヶ月分	-	12ヶ月分
3年	児童費	6,000	5,200	-	11,200
	PTA会費	6ヶ月分	6ヶ月分	-	12ヶ月分
4年	児童費	5,300	5,000	-	10,300
	自然体験学習費	5,000	5,000	-	10,000
	PTA会費	6ヶ月分	6ヶ月分	-	12ヶ月分
5年	児童費	6,000	6,000	-	12,000
	自然体験学習費	5,000	5,000	-	10,000
	PTA会費	6ヶ月分	6ヶ月分	-	12ヶ月分
6年	児童費	8,000	7,800	7,800	23,600
	修学旅行費	10,000	9,000	9,000	28,000
	PTA会費	6ヶ月分	6ヶ月分	-	12ヶ月分

○入金は、口座振替日の前日までにお願いいたします。 口座振替日の当日に入金されましても、振替処理はできません。

残高不足等で口座振替できない場合は、現金で徴収します。

○昨年度の就学援助認定者は、5月児童費の納入金額に前年度繰越金を加えた金額を徴収いたします。

(前年度繰越金は学年により金額が異なります。1年なし 2年 80円 3年 80円 4年 138円 5年 150円 6年 134円)

○校外活動費で、交通機関を利用した場合の不参加の児童については、年度末に返金させていただきます。

またバスを利用した場合、借上げ契約のため不参加の児童については、バス代金・通行料等は返金できません。

2. PTA会費は、口数に応じた金額(1口100円)が引き落とされます。(例:申込口数5口の場合、5月のPTA会費は3,000円)

3. 今年度も学校給食費は無償のため、徴収はございません。

見えやすい場所に、1年間掲示してください。